

農地法が変わりました <農地を相続したら届出を!>

改正農地法等が昨年12月15日に施行されました。新しい農地制度は、これまでの制度体系を維持しながら、農業が抱える問題を解決し、生産者の地位の安定と食料の安定供給を図ろうとするものです。農地を確保し、最大限に利用することが大きな柱となっています。

< 改正された4つの法律 >

農地法・農業経営基盤強化促進法・農業振興地域の整備に関する法律・農業協同組合法

改正のポイント!!

農地を最大限に利用 ~農地を貸しやすく借りやすく~

○ 農地の相続

相続等によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になります。12月15日以降の相続等が対象となりますので、詳しくは農業委員会までお問合せください。届出様式は、ホームページからも入手できます。

○ 借り手の範囲が広がります!

「農業生産法人」「農業常時従事者」に加え、次の方も農地を借りることができます。

- ① 農業生産法人以外の法人（執行役員のうち1名以上が農業に常時従事）
- ② 農作業常時従事者以外の個人

※ ただし農地を適正に利用しない場合は、貸借を解除されることがあります。

○ 納税猶予制度が見直されました

農地を他の人に貸しても適用が受けられる場合があります。

農地を確保 ~これ以上の農地の減少を食い止める~

○ 農地転用の罰則が厳しくなります

個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科せられます。

農地を貸してみませんか?

農地法の改正により、農地を借りることができる個人・法人の範囲が広がりました。「農地を耕作するのが難しくなった」「相続したけど管理できない」などお困り方は、この機会にぜひご検討ください。

「農地が戻らないのでは?」と考える方もいらっしゃると思いますが、農地を貸し借りするための法律は、「農地法」だけでなく、期限が来ると必ず農地が戻ってくる「農業経営基盤強化促進法」などもあります。詳しくは、農業委員会又はお住まいの地域の農業委員にご相談ください。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業委員会事務局

Tel. 211-3636